



山形県公報

令和5年4月25日(火)
第399号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 包括外部監査契約の締結……………(働き方改革実現課) …443
- 内水面漁場計画及び漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項等の公表……………(水産振興課) …同
- 農用地利用配分計画の認可……………(農村整備課) …458
- 農林水産大臣の指定に係る保安林予定森林の通知……………(森林ノミクス推進課) …459
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(同) …460

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………(管財課) …461
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定申請……………(県土利用政策課) …462

### そ の 他

- 県営住宅入居者の一般公募……………(建築住宅課) …463

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第344号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を次のとおり締結した。  
なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第174条の49の25第2項に規定する書面の写しは、令和6年3月31日まで総務部働き方改革実現課において一般の閲覧に供する。

令和5年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 契約の期間の始期 令和5年4月1日
- 2 費用の額の算定方法 基本費用並びに執務費用及び実費の額を合算した金額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所 氏名 大 嶋 雄 生  
住所 西置賜郡小国町大字河原角162番地1
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告が提出された後に支払う。ただし、必要があると認めるときは概算払をするものとし、監査費用の額の確定後に精算する。

### 山形県告示第345号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定により定めた内水面漁場計画及び漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第24条各号に掲げる事項等は、次のとおりである。

令和5年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 内水面漁場計画の内容
  - (1) 公示番号 内共第1号
    - イ 漁場の位置 酒田市地内
    - ロ 漁場の区域 東田川郡庄内町地内東日本旅客鉄道株式会社羽越本線鉄橋下流端から左岸330メートル、右

岸670メートルの両点を結ぶ線から下流河口（左岸北緯38度55分18.6秒東経139度48分27.2秒の点と右岸北緯38度55分30.2秒東経139度48分33.6秒の点を結んだ線分）までの最上川及び同町西野地内西野排水路吐口下流側側壁の延長線から下流最上川との合流点までの京田川

ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称        | 漁業時期 |
|---------|--------------|------|
| 第五種共同漁業 | うぐい（はや）漁業    | 周年   |
|         | こ い 同        | 同    |
|         | やつめうなぎ 同     | 同    |
|         | さくらます（やまめ） 同 | 同    |
|         | もくずがに 同      | 同    |

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

ホ 関係地区 酒田市（宮野浦一丁目、宮野浦二丁目、宮野浦三丁目、高見台二丁目、緑ヶ丘一丁目、若宮町二丁目、若原町、堤町、亀ヶ崎一丁目、亀ヶ崎二丁目、亀ヶ崎三丁目、亀ヶ崎四丁目、亀ヶ崎五丁目、亀ヶ崎六丁目、亀ヶ崎七丁目、落野目、新堀、丸沼、大宮、大宮町一丁目、大宮町二丁目、大宮町三丁目、大宮町四丁目、遊摺部、小牧、坂野辺新田、板戸、広野、木川、門田、局、若竹町、千石町、両羽町、東中ノ口町、あきほ町、錦町一丁目、錦町二丁目、錦町三丁目、錦町四丁目及び飯森山に限る。）

ヘ 条件 刺し網を流して行うさくらます（やまめ）漁業は27統以内にするほか、公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(2) 公示番号 内共第2号

イ 漁場の位置 米沢市、南陽市並びに東置賜郡川西町及び高畠町地内

ロ 漁場の区域

(イ) 米沢市地内万里橋から下流東置賜郡川西町地内松川橋までの最上川、その支流（和田川においては東置賜郡高畠町地内おつかな橋までとする。）及び小支流

(ロ) 栗子川、矢沢川、元小屋川、滝沢、大白布沢、綱木川、鳥川、太田川、大鎌沢、大猿倉沢、小猿倉沢、座沢、渋川及び逆沢川

(ハ) 東置賜郡川西町大字州島地内旧最上川（本郷古川）、同町大字高山地内旧最上川（角の目古川）、同町大字吉島地内旧最上川（北郷古川）及び南陽市大字梨郷地内旧最上川（梨郷古川）

ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称        | 漁業時期 |
|---------|--------------|------|
| 第五種共同漁業 | あ ゆ 漁業       | 周年   |
|         | うぐい（はや） 同    | 同    |
|         | こ い 同        | 同    |
|         | ふ な 同        | 同    |
|         | か じ か 同      | 同    |
|         | さくらます（やまめ） 同 | 同    |

|  |           |   |
|--|-----------|---|
|  | い わ な 同   | 同 |
|  | に じ ま す 同 | 同 |
|  | わ か さ ぎ 同 | 同 |

- ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- ホ 関係地区 米沢市、南陽市並びに東置賜郡川西町及び高畠町
- ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(3) 公示番号 内共第3号

- イ 漁場の位置 長井市並びに西置賜郡白鷹町及び飯豊町地内
- ロ 漁場の区域
  - (イ) 東置賜郡川西町地内松川橋から下流西置賜郡と西村山郡との境界までの最上川、その支流及び小支流
  - (ロ) 小屋川
- ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称           | 漁業時期 |
|---------|-----------------|------|
| 第五種共同漁業 | あ ゆ 漁業          | 周 年  |
|         | う ぐ い ( は や ) 同 | 同    |
|         | こ い 同           | 同    |
|         | ふ な 同           | 同    |
|         | か じ か 同         | 同    |
|         | さくらます (やまめ) 同   | 同    |
|         | い わ な 同         | 同    |
|         | に じ ま す 同       | 同    |
|         | わ か さ ぎ 同       | 同    |

- ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- ホ 関係地区 長井市、西置賜郡白鷹町及び飯豊町、西村山郡朝日町（大字今平に限る。）並びに東置賜郡川西町（大字大塚及び大字西大塚に限る。）
- ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(4) 公示番号 内共第4号

- イ 漁場の位置 西村山郡朝日町及び大江町並びに寒河江市地内
- ロ 漁場の区域
  - (イ) 西置賜郡と西村山郡との境界から下流寒河江市地内平塩橋から下流500メートルの地点までの最上川、その支流及び小支流
  - (ロ) 大溜沢及び空沢
- ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称           | 漁業時期 |
|---------|-----------------|------|
| 第五種共同漁業 | あ ゆ 漁業          | 周 年  |
|         | う ぐ い （ は や ） 同 | 同    |
|         | こ い 同           | 同    |
|         | ふ な 同           | 同    |
|         | う な ぎ 同         | 同    |
|         | か じ か 同         | 同    |
|         | さくらます（やまめ） 同    | 同    |
|         | い わ な 同         | 同    |
|         | に じ ま す 同       | 同    |

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

ホ 関係地区 西村山郡朝日町（大字今平を除く。）及び大江町並びに寒河江市（大字中郷、大字平塩、大字柴橋、大字松川及び大字谷沢字平野山の一部に限る。）

へ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(5) 公示番号 内共第5号

イ 漁場の位置 西村山郡朝日町大字大谷地内

ロ 漁場の区域 馬神沼

ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称  | 漁業時期 |
|---------|--------|------|
| 第五種共同漁業 | こ い 漁業 | 周 年  |
|         | ふ な 同  | 同    |

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

ホ 関係地区 西村山郡朝日町（大字今平を除く。）

へ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(6) 公示番号 内共第6号

イ 漁場の位置 寒河江市、天童市、東根市、村山市、西村山郡河北町及び西川町並びに東村山郡中山町地内

ロ 漁場の区域

(イ) 寒河江市地内平塩橋から下流500メートルの地点から下流村山市と北村山郡との境界までの最上川、その支流（須川においては天童市地内中野目橋までとする。）及び小支流

(ロ) 小見川（水源地及びその下流205メートルの地点までの区域を除く。）、赤沢川、小滑川、東又沢、西又沢、澄又沢、濁又沢、櫛山沢及び石跳川

ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類       | 漁業の名称           | 漁業時期 |
|-------------|-----------------|------|
| 第五種共同漁業     | あ ゆ 漁業          | 周 年  |
|             | う ぐ い （ は や ） 同 | 同    |
|             | こ い 同           | 同    |
|             | ふ な 同           | 同    |
|             | か じ か 同         | 同    |
|             | さくらます（やまめ） 同    | 同    |
|             | い わ な 同         | 同    |
|             | に じ ま す 同       | 同    |
| も く ず が に 同 | 同               |      |

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

ホ 関係地区 寒河江市（大字中郷、大字平塩、大字柴橋、大字松川及び大字谷沢字平野山の一部を除く。）、天童市、東根市、村山市、西村山郡河北町及び西川町並びに東村山郡中山町

ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(7) 公示番号 内共第7号

イ 漁場の位置 西村山郡西川町大字沼山地内

ロ 漁場の区域 長沼

ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称  | 漁業時期 |
|---------|--------|------|
| 第五種共同漁業 | こ い 漁業 | 周 年  |
|         | ふ な 同  | 同    |

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

ホ 関係地区 西村山郡西川町

ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(8) 公示番号 内共第8号

イ 漁場の位置 天童市大字寺津地内

ロ 漁場の区域 寺津沼

ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称  | 漁業時期 |
|---------|--------|------|
| 第五種共同漁業 | こ い 漁業 | 周 年  |
|         | ふ な 同  | 同    |

- ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- ホ 関係地区 天童市
- ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(9) 公示番号 内共第9号

- イ 漁場の位置 西村山郡西川町大字沼山地内
- ロ 漁場の区域 大沼
- ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称      | 漁業時期 |
|---------|------------|------|
| 第五種共同漁業 | に じ ま す 漁業 | 周 年  |

- ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- ホ 関係地区 西村山郡西川町
- ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(10) 公示番号 内共第10号

- イ 漁場の位置 尾花沢市及び北村山郡大石田町地内
- ロ 漁場の区域
  - (イ) 村山市と北村山郡との境界から下流尾花沢市と最上郡の境界までの最上川、その支流及び小支流
  - (ロ) 岩行沢川、高倉沢川、薬師沢川、中沢川、刈安川、岩谷沢川及び北沢川
- ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称           | 漁業時期 |
|---------|-----------------|------|
| 第五種共同漁業 | あ ゆ 漁業          | 周 年  |
|         | う ぐ い ( は や ) 同 | 同    |
|         | こ い 同           | 同    |
|         | ふ な 同           | 同    |
|         | か じ か 同         | 同    |
|         | さくらます (やまめ) 同   | 同    |
|         | い わ な 同         | 同    |
|         | に じ ま す 同       | 同    |
|         | も く ず が に 同     | 同    |

- ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで
- ホ 関係地区 尾花沢市及び北村山郡大石田町
- ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(11) 公示番号 内共第11号

- イ 漁場の位置 最上郡舟形町及び最上町地内
- ロ 漁場の区域
  - (イ) 尾花沢市と最上郡との境界から最上郡舟形町と同郡大蔵村との境界までの最上川、その支流及び小支流
  - (ロ) 刀場沢、小荒沢、東又沢、西又沢、黒沢川、火ノ沢川、水無沢川、末沢川、仏沢川及び鍋倉沢

ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称           | 漁業時期 |
|---------|-----------------|------|
| 第五種共同漁業 | あ ゆ 漁業          | 周 年  |
|         | う ぐ い ( は や ) 同 | 同    |
|         | こ い 同           | 同    |
|         | う な ぎ 同         | 同    |
|         | か じ か 同         | 同    |
|         | さくらます (やまめ) 同   | 同    |
|         | い わ な 同         | 同    |
|         | や つ め う な ぎ 同   | 同    |
|         | も く ず が に 同     | 同    |

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

ホ 関係地区 最上郡舟形町及び最上町

へ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(12) 公示番号 内共第12号

イ 漁場の位置 最上郡舟形町大字舟形字十二河原地内

ロ 漁場の区域 溜池

ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称   | 漁業時期 |
|---------|---------|------|
| 第五種共同漁業 | こ い 漁業  | 周 年  |
|         | ふ な 同   | 同    |
|         | う な ぎ 同 | 同    |

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

ホ 関係地区 最上郡舟形町

へ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(13) 公示番号 内共第13号

イ 漁場の位置 新庄市並びに最上郡大蔵村及び戸沢村地内

ロ 漁場の区域

(イ) 最上郡舟形町と同郡大蔵村との境界から下流鮭川との合流点から下流800メートルの地点を基点として上流1,600メートルの地点まで、鮭川との合流点から下流800メートルの地点から下流最上郡と東田川郡及び酒田市との境界までの最上川、その支流及び小支流

(ロ) 鮭川との合流点から上流の升形川及びその支流

(ハ) 新庄市と最上郡鮭川村との境界から上流の泉田川

(ニ) 上野川及び朴沢川

ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称           | 漁業時期 |
|---------|-----------------|------|
| 第五種共同漁業 | あ ゆ 漁業          | 周 年  |
|         | う ぐ い ( は や ) 同 | 同    |
|         | こ い 同           | 同    |
|         | ふ な 同           | 同    |
|         | か じ か 同         | 同    |
|         | さくらます (やまめ) 同   | 同    |
|         | い わ な 同         | 同    |
|         | に じ ま す 同       | 同    |
|         | や つ め う な ぎ 同   | 同    |
|         | も く ず が に 同     | 同    |

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

ホ 関係地区 新庄市並びに最上郡大蔵村及び戸沢村（大字津谷、大字神田、大字岩清水、大字松坂及び大字名高を除く。）

へ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(14) 公示番号 内共第14号

イ 漁場の位置 新庄市金沢地内

ロ 漁場の区域 山屋堤

ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称  | 漁業時期 |
|---------|--------|------|
| 第五種共同漁業 | こ い 漁業 | 周 年  |
|         | ふ な 同  | 同    |

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

ホ 関係地区 新庄市

へ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(15) 公示番号 内共第15号

イ 漁場の位置 最上郡真室川町、金山町、鮭川村及び戸沢村地内

ロ 漁場の区域

(イ) 鮭川との合流点から下流800メートルの地点から上流1,600メートルの地点までの最上川、最上川との合流点から上流の鮭川、それらの支流（新庄市と最上郡鮭川村との境界から上流の泉田川を除く。）及び小支流

(ロ) 滝野川、後川、外沢川、主寝坂沢川、猪の沢川、鍋倉川及び上台川

ハ 漁業の種類及び漁業時期



| 漁業の種類   | 漁業の名称           | 漁業時期 |
|---------|-----------------|------|
| 第五種共同漁業 | あ ゆ 漁業          | 周 年  |
|         | う ぐ い ( は や ) 同 | 同    |
|         | こ い 同           | 同    |
|         | か じ か 同         | 同    |
|         | さくらます (やまめ) 同   | 同    |
|         | い わ な 同         | 同    |
|         | や つ め う な ぎ 同   | 同    |
|         | も く ず が に 同     | 同    |

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

ホ 関係地区 最上郡真室川町、金山町、鮭川村及び戸沢村（大字津谷、大字神田、大字岩清水、大字松坂及び大字名高に限る。）並びに新庄市（大字升形字河ノ口に限る。）

へ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(16) 公示番号 内共第16号

イ 漁場の位置 酒田市及び東田川郡庄内町地内

ロ 漁場の区域

(イ) 最上郡と東田川郡及び酒田市との境界から下流東田川郡庄内町地内東日本旅客鉄道株式会社羽越本線鉄橋下流端から左岸330メートル、右岸670メートルの両点を結ぶ線までの最上川、その支流及び小支流

(ロ) 小林川、楯山川及び相掛沢川

ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称           | 漁業時期 |
|---------|-----------------|------|
| 第五種共同漁業 | あ ゆ 漁業          | 周 年  |
|         | う ぐ い ( は や ) 同 | 同    |
|         | こ い 同           | 同    |
|         | ふ な 同           | 同    |
|         | か じ か 同         | 同    |
|         | さくらます (やまめ) 同   | 同    |
|         | い わ な 同         | 同    |
|         | や つ め う な ぎ 同   | 同    |

|  |        |   |
|--|--------|---|
|  | もくずがに同 | 同 |
|--|--------|---|

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

ホ 関係地区 酒田市（平成17年10月31日における飽海郡松山町及び平田町の区域に限る。）及び東田川郡庄内町（三ヶ沢、添津、千本杉、桑田、宮曾根、家根合、高田麦、杉浦、久田、深川、西野、吉岡、西小野方、大野、田谷、近江新田、島田、払田、茗荷瀬、前田野目、福島、大真木、返吉、京島、新田目、本小野方、吉方、境興屋、西袋、南興屋、中野、南野新田及び主殿新田を除く。）

へ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(17) 公示番号 内共第17号

イ 漁場の位置 鶴岡市、酒田市、東田川郡三川町及び庄内町地内

ロ 漁場の区域 東田川郡庄内町西野地内西野排水路吐口下流側側壁の延長線から上流の京田川、京田川との合流点から上流の藤島川及びそれらの支流

ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称           | 漁業時期 |
|---------|-----------------|------|
| 第五種共同漁業 | あ ゆ 漁業          | 周 年  |
|         | う ぐ い ( は や ) 同 | 同    |
|         | こ い 同           | 同    |
|         | ふ な 同           | 同    |
|         | か じ か 同         | 同    |
|         | さくらます (やまめ) 同   | 同    |
|         | い わ な 同         | 同    |
|         | に じ ま す 同       | 同    |
|         | や つ め う な ぎ 同   | 同    |
|         | も く ず が に 同     | 同    |

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

ホ 関係地区 鶴岡市（平成17年9月30日における東田川郡榊引町、羽黒町及び藤島町の区域に限る。）、酒田市（広野新田、広野（字大淵、字福岡、字興屋及び字三本柳に限る。）、黒森、広岡新田及び浜中に限る。）、東田川郡三川町及び庄内町（三ヶ沢、添津、千本杉、桑田、宮曾根、家根合、落合、高田麦、杉浦、久田、深川、西野、吉岡、西小野方、大野、田谷、近江新田、島田、払田、茗荷瀬、前田野目、福島、大真木、返吉、京島、新田目、本小野方、吉方、境興屋、西袋、南興屋、中野、南野新田及び主殿新田に限る。）

へ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(18) 公示番号 内共第18号

イ 漁場の位置 鶴岡市、酒田市及び東田川郡三川町地内

ロ 漁場の区域 河口（河口部の両岸を結ぶ線分）から上流の赤川、その支流及び小支流

ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称           | 漁業時期 |
|---------|-----------------|------|
| 第五種共同漁業 | あ ゆ 漁業          | 周 年  |
|         | う ぐ い ( は や ) 同 | 同    |
|         | こ い 同           | 同    |
|         | ふ な 同           | 同    |
|         | か じ か 同         | 同    |
|         | さくらます (やまめ) 同   | 同    |
|         | い わ な 同         | 同    |
|         | に じ ま す 同       | 同    |
|         | や つ め う な ぎ 同   | 同    |
|         | も く ず が に 同     | 同    |

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

ホ 関係地区 鶴岡市（加茂、湯野浜、油戸、今泉、金沢、宮沢、三瀬、由良一丁目、由良二丁目、由良三丁目、小波渡及び堅苔沢並びに平成17年9月30日における西田川郡温海町の区域を除く。）、酒田市（広野新田、広野（字大洲、字福岡、字興屋及び字三本柳に限る。）、黒森、広岡新田及び浜中に限る。）及び東田川郡三川町

ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(19) 公示番号 内共第19号

イ 漁場の位置 鶴岡市地内

ロ 漁場の区域

(イ) 大鳥池

(ロ) 東沢、中沢、西沢及び三角沢

ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称     | 漁業時期 |
|---------|-----------|------|
| 第五種共同漁業 | い わ な 漁業  | 周 年  |
|         | ひ め ま す 同 | 同    |

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

ホ 関係地区 鶴岡市（平成17年9月30日における東田川郡朝日村の区域に限る。）

ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(20) 公示番号 内共第20号

イ 漁場の位置 飽海郡遊佐町地内

ロ 漁場の区域

(イ) 河口（左岸北緯39度04分14.2秒東経139度52分12.2秒の点と右岸北緯39度04分17.1秒東経139度52分12.4秒の点を結んだ線分）から上流の月光川

- (㊦) 月光川との合流点から上流飽海郡遊佐町地内出戸橋までの西通川
  - (㊧) 月光川との合流点から上流国有林界に設置した漁業用標柱までの庄内高瀬川、中折川、南折川、庄内熊野川及び洗沢川
  - (㊨) 庄内高瀬川との合流点から上流飽海郡遊佐町地内百々沢川との合流点までの野沢川、野沢川との合流点から百々沢橋までの百々沢川
  - (㊩) 山田川、南河前沢及び西河前沢
- ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称           | 漁業時期 |
|---------|-----------------|------|
| 第五種共同漁業 | あ ゆ 漁業          | 周 年  |
|         | う ぐ い ( は や ) 同 | 同    |
|         | か じ か 同         | 同    |
|         | さくらます (やまめ) 同   | 同    |
|         | い わ な 同         | 同    |
|         | や つ め う な ぎ 同   | 同    |
|         | も く ず が に 同     | 同    |

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

ホ 関係地区 飽海郡遊佐町

ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(21) 公示番号 内共第21号

イ 漁場の位置 酒田市及び飽海郡遊佐町地内

ロ 漁場の区域

(イ) 河口（河口部の兩岸を結ぶ線分）から上流の日向川、その支流及び小支流

(ロ) 大禿沢、カメクラ沢及び小松ゾウ沢

ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称           | 漁業時期 |
|---------|-----------------|------|
| 第五種共同漁業 | あ ゆ 漁業          | 周 年  |
|         | う ぐ い ( は や ) 同 | 同    |
|         | こ い 同           | 同    |
|         | ふ な 同           | 同    |
|         | か じ か 同         | 同    |
|         | さくらます (やまめ) 同   | 同    |
|         | い わ な 同         | 同    |

|  |               |   |
|--|---------------|---|
|  | や つ め う な ぎ 同 | 同 |
|  | も く ず が に 同   | 同 |

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

ホ 関係地区 酒田市（平成17年10月31日における飽海郡松山町及び平田町の区域を除く。）及び飽海郡遊佐町

へ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(22) 公示番号 内共第22号

イ 漁場の位置 鶴岡市地内

ロ 漁場の区域 河口（河口部の両岸を結ぶ線分）から上流の五十川及びその支流

ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称           | 漁業時期 |
|---------|-----------------|------|
| 第五種共同漁業 | あ ゆ 漁業          | 周 年  |
|         | う ぐ い （ は や ） 同 | 同    |
|         | か じ か 同         | 同    |
|         | さくらます（やまめ） 同    | 同    |
|         | い わ な 同         | 同    |
|         | も く ず が に 同     | 同    |

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

ホ 関係地区 鶴岡市（五十川、山五十川、戸沢及び菅野代に限る。）

へ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(23) 公示番号 内共第23号

イ 漁場の位置 鶴岡市地内

ロ 漁場の区域 河口（河口部の両岸を結ぶ線分）から上流の温海川及びその支流

ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称           | 漁業時期 |
|---------|-----------------|------|
| 第五種共同漁業 | あ ゆ 漁業          | 周 年  |
|         | う ぐ い （ は や ） 同 | 同    |
|         | か じ か 同         | 同    |
|         | さくらます（やまめ） 同    | 同    |
|         | い わ な 同         | 同    |
|         | や つ め う な ぎ 同   | 同    |

|  |        |   |
|--|--------|---|
|  | もくずがに同 | 同 |
|--|--------|---|

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

ホ 関係地区 鶴岡市（温海、温海川、大岩川、小国、小名部、木野俣、小岩川、越沢、小菅野代、関川、鼠ヶ関、一霞、楨代、湯温海及び早田に限る。）

ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(24) 公示番号 内共第24号

イ 漁場の位置 鶴岡市地内

ロ 漁場の区域 河口（河口部の両岸を結ぶ線分）から上流の庄内小国川及びその支流

ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称           | 漁業時期 |
|---------|-----------------|------|
| 第五種共同漁業 | あ ゆ 漁業          | 周 年  |
|         | う ぐ い （ は や ） 同 | 同    |
|         | か じ か 同         | 同    |
|         | さくらます（やまめ） 同    | 同    |
|         | い わ な 同         | 同    |
|         | やつめうなぎ 同        | 同    |
|         | もくずがに同          | 同    |

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

ホ 関係地区 鶴岡市（温海、温海川、大岩川、小国、小名部、木野俣、小岩川、越沢、小菅野代、関川、鼠ヶ関、一霞、楨代、湯温海及び早田に限る。）

ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(25) 公示番号 内共第25号

イ 漁場の位置 鶴岡市地内

ロ 漁場の区域 河口（河口部の両岸を結ぶ線分）から上流の鼠ヶ関川及びその支流

ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称           | 漁業時期 |
|---------|-----------------|------|
| 第五種共同漁業 | あ ゆ 漁業          | 周 年  |
|         | う ぐ い （ は や ） 同 | 同    |
|         | か じ か 同         | 同    |
|         | さくらます（やまめ） 同    | 同    |
|         | い わ な 同         | 同    |

|  |         |   |
|--|---------|---|
|  | やつめうなぎ同 | 同 |
|  | もくずがに同  | 同 |

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

ホ 関係地区 鶴岡市（温海、温海川、大岩川、小国、小名部、木野俣、小岩川、越沢、小菅野代、関川、鼠ヶ関、一霞、楨代、湯温海及び早田に限る。）

ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(26) 公示番号 内共第26号

イ 漁場の位置 西置賜郡小国町地内

ロ 漁場の区域

(イ) 山形県と新潟県の県境から上流の荒川、荒川との合流点から上流の玉川、荒川との合流点から上流の横川及びそれらの支流

(ロ) 桜川、間瀬川、森残川及び樺沢川

ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称           | 漁業時期 |
|---------|-----------------|------|
| 第五種共同漁業 | あ ゆ 漁業          | 周 年  |
|         | う ぐ い ( は や ) 同 | 同    |
|         | か じ か 同         | 同    |
|         | や ま め 同         | 同    |
|         | い わ な 同         | 同    |
|         | わ か さ ぎ 同       | 同    |

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

ホ 関係地区 西置賜郡小国町

ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(27) 公示番号 内共第27号

イ 漁場の位置 東村山郡山辺町大字畑谷地内

ロ 漁場の区域 大沼

ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称     | 漁業時期 |
|---------|-----------|------|
| 第五種共同漁業 | こ い 漁業    | 周 年  |
|         | ふ な 同     | 同    |
|         | う な ぎ 同   | 同    |
|         | わ か さ ぎ 同 | 同    |

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

- ホ 関係地区 東村山郡山辺町及び山形市
- ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

(28) 公示番号 内共第28号

- イ 漁場の位置 東村山郡山辺町大字畑谷地内
- ロ 漁場の区域 荒沼
- ハ 漁業の種類及び漁業時期

| 漁業の種類   | 漁業の名称  | 漁業時期 |
|---------|--------|------|
| 第五種共同漁業 | こ い 漁業 | 周 年  |
|         | ふ な 同  | 同    |

ニ 存続期間 令和6年1月1日から令和15年12月31日まで

- ホ 関係地区 東村山郡山辺町及び山形市
- ヘ 条件 公益上必要な行為について十分配慮しなければならない。

2 漁業法施行規則第24条各号に掲げる事項

- (1) 内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果 別紙のとおり
  - (2) 漁場図 別図のとおり
- なお、別紙及び別図は省略し、農林水産部水産振興課において縦覧に供する。

- 3 漁業の免許予定日 令和6年1月1日
- 4 申請期間 告示の日から令和5年7月31日まで

山形県告示第346号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和5年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町村 | 賃借権の設定等を受ける者の数 | 賃借権の設定等を受ける土地             |
|-----------------------|----------------|---------------------------|
| 山形市                   | 16者            | 山形市大字志戸田字江合1349番ほか52筆     |
| 上山市                   | 6者             | 上山市中山字代5773番2ほか21筆        |
| 天童市                   | 1者             | 天童市大字大町字西原1162番1ほか1筆      |
| 山辺町                   | 4者             | 東村山郡山辺町上沢2番ほか9筆           |
| 寒河江市                  | 26者            | 寒河江市大字寒河江字北江56番1ほか87筆     |
| 河北町                   | 11者            | 西村山郡河北町大字岩木字童子3271番ほか294筆 |
| 大江町                   | 1者             | 西村山郡大江町大字本郷字割田丙1090番ほか3筆  |
| 村山市                   | 14者            | 村山市大字大久保字石田5935番ほか184筆    |
| 東根市                   | 6者             | 東根市大字羽入字下837番ほか173筆       |



|      |     |                             |
|------|-----|-----------------------------|
| 尾花沢市 | 6者  | 尾花沢市大字六沢字蒲地567番1ほか22筆       |
| 大石田町 | 1者  | 北村山郡大石田町大字横山字十二ノ木5283番ほか5筆  |
| 新庄市  | 3者  | 新庄市大字角沢字清水2765番1ほか45筆       |
| 最上町  | 1者  | 最上郡最上町大字富沢字寺ノ沢4337番         |
| 舟形町  | 3者  | 最上郡舟形町富田字富田647番ほか10筆        |
| 米沢市  | 3者  | 米沢市窪田町窪田字東大明神225番1ほか56筆     |
| 南陽市  | 15者 | 南陽市中央東字永田53番ほか51筆           |
| 高島町  | 13者 | 東置賜郡高島町大字露藤字蛭田2596番ほか89筆    |
| 川西町  | 20者 | 東置賜郡川西町大字上小松字隠居田4769番ほか220筆 |
| 長井市  | 10者 | 長井市白兔字中里3531番ほか101筆         |
| 小国町  | 4者  | 西置賜郡小国町大字叶水字土尾原1459番ほか28筆   |
| 白鷹町  | 7者  | 西置賜郡白鷹町大字山口字水相場5603番ほか16筆   |
| 飯豊町  | 1者  | 西置賜郡飯豊町大字手ノ子字向原3497番ほか13筆   |
| 鶴岡市  | 63者 | 鶴岡市長沼字大錆289番ほか590筆          |
| 酒田市  | 35者 | 酒田市福山字下山本76番2ほか117筆         |
| 三川町  | 7者  | 東田川郡三川町大字堤野字野中87番ほか32筆      |
| 庄内町  | 36者 | 東田川郡庄内町余目字月屋敷94番1ほか324筆     |
| 遊佐町  | 6者  | 飽海郡遊佐町直世字脇田10番1ほか29筆        |

2 認可年月日

令和5年4月14日

山形県告示第347号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年4月25日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 保安林予定森林の所在場所  
西置賜郡飯豊町大字手ノ子字穴切2328-20から2328-24まで、2328-37、2328-38
- 2 保安林指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- イ 主伐に係る伐採種を定めない。
- ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び飯豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**山形県告示第348号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和5年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
酒田市（次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備  
(3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐に係る伐採種を定めない。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
酒田市（次の図に示す部分に限る。）  
(2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備  
(3) 変更後の指定施業要件  
イ 立木の伐採の方法  
(イ) 主伐は、択伐による。  
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
ロ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県庁舎LED照明器具賃貸借サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
- (2) 日時 令和5年5月25日（木）午前11時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県庁舎LED照明器具賃貸借サービス 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和15年12月31日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 調達をする役務が提供される令和6年1月1日から令和15年12月31日までの期間に相当する料金の総価のうち、令和6年1月分から同年3月分までの3箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった同年1月1日から令和15年12月31日までの期間に相当する料金の総額のうち3箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和5年1月27日付け県公報第374号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県総務部管財課施設管理担当 電話番号023(630)2064
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県総務部管財課施設管理担当で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

(1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登録されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和5年5月17日（水）午後1時までに、競争入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月16日（火）午後1時までに山形県総務部管財課施設管理担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。この場合において、これらの書類を提出した者は、入札日の前日までに当該書類に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。

(2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

(3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Lease of LED lighting equipment at Yamagata Prefectural Government Office building : 1 set

(2) Time-limit for tender : 11:00 A.M. May 25, 2023

(3) Contact point for the notice: Prefectural Government Administration, Property Division, General Affairs Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken, 990-8570 Japan TEL 023 (630)2064

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第27条第1項の規定により、起業者から次のとおり特定所有者不明土地の収用についての裁定の申請があった。

なお、関係書類は、県土整備部県土利用政策課において令和5年5月9日まで縦覧に供する。

令和5年4月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 特定所有者不明土地の所在、地番及び地目

| 所 在          | 地 番  | 地 目 |     |
|--------------|------|-----|-----|
|              |      | 公 簿 | 現 況 |
| 飽海郡遊佐町吹浦字物見峠 | 39番1 | 山林  | 山林  |
| 飽海郡遊佐町吹浦字物見峠 | 40番2 | 山林  | 山林  |
| 飽海郡遊佐町吹浦字林ノ内 | 7番1  | 山林  | 山林  |

|                |      |    |    |
|----------------|------|----|----|
| 飽海郡遊佐町吹浦字大黒坂道西 | 49番  | 山林 | 山林 |
| 飽海郡遊佐町吹浦字寺屋敷   | 38番  | 山林 | 山林 |
| 飽海郡遊佐町吹浦字寺屋敷   | 41番  | 山林 | 山林 |
| 飽海郡遊佐町吹浦字小屋林道東 | 40番2 | 山林 | 山林 |

## 2 その他

- (1) 1に掲げる特定所有者不明土地について、法第28条第1項第3号イ又はロに該当する者は、令和5年5月9日までに、知事に申し出ること。なお、同日までに申出がないときは、知事が法第32条第1項の裁定をすることがある。
- (2) (1)の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書にその権原を証する書面を添えて知事に提出することにより行うこと。
- イ 申出者の氏名又は名称及び住所
  - ロ 当該申出に係る特定所有者不明土地の所在及び地番
  - ハ 法第28条第1項第3号イの規定による申出をしようとする場合においては、当該異議の内容及びその理由
  - ニ 法第28条第1項第3号ロの規定による申出をしようとする場合においては、当該特定所有者不明土地の所有者である旨

## そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和5年4月25日

山形県住宅供給公社  
理事長 平 山 雅 之

1 県営住宅の名称等

| 名称             | 所在地                | 規   | 格    | 公 | 募   | 区      | 家      |                               |        |                         | 賃                                      |                                        |                                        |                                        | 金      | 要                        |                                        |
|----------------|--------------------|-----|------|---|-----|--------|--------|-------------------------------|--------|-------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|--------|--------------------------|----------------------------------------|
|                |                    |     |      |   |     |        | 住宅形式   | 1戸当たり<br>住戸専用<br>面積<br>平方メートル | 戸数     | 収入が<br>104,000円<br>以下の者 | 収入が104,000円<br>を<br>超え123,000円<br>以下の者 | 収入が123,000円<br>を<br>超え139,000円<br>以下の者 | 収入が139,000円<br>を<br>超え158,000円<br>以下の者 | 収入が158,000円<br>を<br>超え186,000円<br>以下の者 |        |                          | 収入が186,000円<br>を<br>超え214,000円<br>以下の者 |
| 県営東部アパ<br>ート1号 | 鶴岡市朝陽町6<br>-25     | 3DK | 55.7 | 3 | 一般用 | 14,100 | 16,300 | 18,600                        | 21,000 | 24,000                  | 27,700                                 | 27,700                                 | 27,700                                 | 27,700                                 | 27,700 | 3月分<br>の家賃<br>に相当<br>する額 | 単身可                                    |
| 同 2号           | 同 6<br>-5          | 同   | 55.7 | 3 | 同   | 14,100 | 16,300 | 18,600                        | 21,000 | 24,000                  | 27,700                                 | 27,700                                 | 27,700                                 | 27,700                                 | 同      | 同                        |                                        |
| 同 3号           | 同 6<br>-6          | 同   | 58.0 | 2 | 同   | 14,900 | 17,200 | 19,700                        | 22,200 | 25,400                  | 29,300                                 | 29,300                                 | 29,300                                 | 29,300                                 | 同      | 同                        |                                        |
| 同 茅原アパ<br>ート1号 | 同 北茅原町<br>9        | 同   | 63.5 | 5 | 同   | 16,600 | 19,200 | 21,900                        | 24,700 | 28,300                  | 32,600                                 | 32,600                                 | 32,600                                 | 32,600                                 | 同      | 同                        |                                        |
| 同 2号           | 同                  | 同   | 58.4 | 1 | 同   | 15,500 | 17,900 | 20,500                        | 23,100 | 26,400                  | 30,500                                 | 30,500                                 | 30,500                                 | 30,500                                 | 同      | 同                        |                                        |
| 同              | 同                  | 同   | 63.9 | 1 | 同   | 17,000 | 19,600 | 22,400                        | 25,300 | 28,900                  | 33,400                                 | 33,400                                 | 33,400                                 | 33,400                                 | 同      | 同                        |                                        |
| 同 3号           | 同                  | 同   | 64.2 | 2 | 同   | 17,600 | 20,300 | 23,200                        | 26,200 | 29,900                  | 34,500                                 | 34,500                                 | 34,500                                 | 34,500                                 | 同      | 同                        |                                        |
| 同 城南アパ<br>ート1号 | 同 城南町9<br>-34      | 同   | 62.6 | 1 | 同   | 18,300 | 21,200 | 24,200                        | 27,300 | 31,200                  | 36,000                                 | 36,000                                 | 36,000                                 | 36,000                                 | 同      | 同                        |                                        |
| 同              | 同                  | 同   | 64.2 | 2 | 同   | 18,800 | 21,700 | 24,800                        | 28,000 | 32,000                  | 37,000                                 | 37,000                                 | 37,000                                 | 37,000                                 | 同      | 同                        |                                        |
| 同 2号           | 同 9<br>-30         | 同   | 62.6 | 1 | 同   | 18,300 | 21,200 | 24,200                        | 27,300 | 31,200                  | 36,000                                 | 36,000                                 | 36,000                                 | 36,000                                 | 同      | 同                        |                                        |
| 同 未広アパ<br>ート2号 | 同 未広町23<br>-62     | 同   | 69.3 | 1 | 同   | 22,500 | 25,900 | 29,700                        | 33,500 | 38,200                  | 44,100                                 | 44,100                                 | 44,100                                 | 44,100                                 | 同      | 同                        |                                        |
| 同 川南アパ<br>ート1号 | 同 酒田市若宮町二<br>丁目1-1 | 2DK | 51.2 | 7 | 同   | 15,100 | 17,400 | 19,900                        | 22,500 | 25,700                  | 29,700                                 | 29,700                                 | 29,700                                 | 29,700                                 | 同      | 同                        |                                        |
| 同 2号           | 同 1-2              | 同   | 51.2 | 5 | 同   | 15,200 | 17,600 | 20,100                        | 22,700 | 25,900                  | 29,900                                 | 29,900                                 | 29,900                                 | 29,900                                 | 同      | 同                        |                                        |
| 同 川南住宅3<br>号   | 同 1-3              | 同   | 54.6 | 6 | 同   | 16,100 | 18,500 | 21,200                        | 23,900 | 27,300                  | 31,600                                 | 31,600                                 | 31,600                                 | 31,600                                 | 同      | 同                        |                                        |

|                   |   |                          |     |      |   |                 |        |        |        |        |        |        |   |
|-------------------|---|--------------------------|-----|------|---|-----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---|
| 同<br>号            | 4 | 同<br>1-4                 | 3K  | 54.6 | 5 | 同               | 16,300 | 18,800 | 21,600 | 24,300 | 27,800 | 32,100 | 同 |
| 同<br>川南アパー<br>ト5号 |   | 同<br>1-5                 | 同   | 55.7 | 2 | 同               | 16,700 | 19,300 | 22,100 | 24,900 | 28,500 | 32,900 | 同 |
| 同<br>こがねアパ<br>ト1号 |   | 同<br>こがね町<br>一丁目21-1     | 3DK | 63.5 | 4 | 同               | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,000 | 29,800 | 34,300 | 同 |
| 同<br>こがね住宅        |   | 同                        | 2DK | 63.5 | 1 | 特定目的用<br>(身障者用) | 17,500 | 20,200 | 23,100 | 26,000 | 29,800 | 34,300 | 同 |
| 同<br>こがねアパ<br>ト2号 |   | 同<br>21-11               | 3DK | 63.9 | 1 | 一般用             | 17,900 | 20,600 | 23,600 | 26,600 | 30,400 | 35,100 | 同 |
| 同<br>3号           |   | 同<br>21-14               | 同   | 61.0 | 1 | 同               | 17,300 | 20,000 | 22,900 | 25,800 | 29,500 | 34,000 | 同 |
| 同<br>東泉アパー<br>ト1号 |   | 同<br>東泉町四<br>丁目15-21     | 同   | 64.2 | 2 | 同               | 18,400 | 21,200 | 24,300 | 27,400 | 31,300 | 36,100 | 同 |
| 同<br>2号           |   | 同<br>15-22               | 同   | 62.6 | 2 | 同               | 18,200 | 21,000 | 24,000 | 27,100 | 31,000 | 35,800 | 同 |
| 同                 |   | 同                        | 同   | 64.2 | 1 | 同               | 18,700 | 21,500 | 24,600 | 27,800 | 31,800 | 36,700 | 同 |
| 同<br>3号           |   | 同                        | 同   | 62.6 | 1 | 同               | 18,500 | 21,300 | 24,400 | 27,500 | 31,400 | 36,300 | 同 |
| 同                 |   | 同                        | 同   | 64.2 | 3 | 同               | 18,900 | 21,900 | 25,000 | 28,200 | 32,200 | 37,200 | 同 |
| 同<br>鳥海アパー<br>ト1号 |   | 同<br>富士見町<br>三丁目2-118    | 同   | 69.2 | 3 | 同               | 23,000 | 26,600 | 30,400 | 34,300 | 39,200 | 45,200 | 同 |
| 同<br>2号           |   | 同                        | 同   | 69.2 | 1 | 同               | 23,100 | 26,700 | 30,500 | 34,400 | 39,300 | 45,400 | 同 |
| 同<br>狩川アパー<br>ト   |   | 同<br>東田川郡庄内町<br>狩川字山居22  | 同   | 58.0 | 1 | 同               | 12,300 | 14,200 | 16,300 | 18,400 | 21,000 | 24,200 | 同 |
| 同<br>余目アパー<br>ト   |   | 同<br>余目字大塚93-<br>1       | 同   | 62.6 | 1 | 同               | 15,700 | 18,200 | 20,800 | 23,400 | 26,800 | 30,900 | 同 |
| 同<br>遊佐アパー<br>ト   |   | 同<br>鮎海郡遊佐町遊<br>佐字田子10-2 | 同   | 59.3 | 2 | 同               | 13,500 | 15,500 | 17,800 | 20,100 | 22,900 | 26,500 | 同 |



(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者1人につき 100,000円（その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円（その者の所得金額が350,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

- (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

- (ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

- (ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
- (ニ) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

- (1) 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、申込順に選考する。
- (2) 募集の区分欄に「特定目的用（身障者用）」とあるのは、身体障がい者世帯から申込順に選考する。

## 4 申込期間及び方法



(1) 申込期間 令和5年5月1日（月）から令和6年1月31日（水）まで（山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時30分まで（ただし、郵送の場合は、令和6年1月31日（水）の午後4時30分までに(2)の提出先に到着したものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

山形県住宅供給公社庄内地域管理事務所

5 入居の時期 入居申込からおおむね2箇月後

|             |           | 正   |    | 誤  |    |
|-------------|-----------|-----|----|----|----|
| 発行年月日       | 県公報<br>番号 | ページ | 行  | 誤  | 正  |
| 令和 5. 3. 17 | 第388号     | 196 | 10 | 規程 | 告示 |

令和5年4月25日印刷 発行所 山形県庁  
令和5年4月25日発行 発行人 山形県